

第一部部会（第24期・第6回）議事要旨

I 日時

2019年10月16日（水）15:00~16:30

2019年10月17日（木）10:00~12:00

II 会場 日本学術会議5-A（1）（2）会議室

III 出欠

10月16日

出席者：

伊藤 公雄、岩崎 晋也、遠藤 薫、岡田 真美子、小佐野 重利、大野 由夏、亀田 達也、木部 暢子、北村 行伸、黒崎 卓、栗田 禎子、小林 傳司、西條 辰義、佐藤 岩夫、佐野 正博、佐藤 嘉倫、白藤 博行、高山 佳奈子、戸田山 和久、土井 政和、西川 伸一、西田 眞也、西尾 チヅル、橋本 伸也、廣瀬 真理子、藤原 聖子、町村 敬志、眞柄 秀子、松井 三枝、松原 宏、吉田 和彦、和田 肇、若尾 政希、渡部 泰明
（第一部会員34名）

欠席者：

石川 義孝、池尾 和人、井伊 雅子、遠藤 利彦、大竹 文雄、岡崎 哲二、大山 耕輔、上林 憲雄、亀本 洋、荻部 直、行場 次朗、窪田 幸子、久留島 典子、小玉 重夫、古城 佳子、志水 宏吉、高村 ゆかり、高倉 浩樹、恒吉 僚子、徳賀 芳弘、中谷 和弘、永瀬 伸子、西崎 文子、糠塚 康江、野澤 正充、福永 伸哉、本田 由紀、松本 恒雄、松下 佳代、三成 美保、三木 浩一、宮崎 恒二、溝端 佐登史、水野 紀子
（第一部会員34名）

事務局：

高橋 雅之、酒井 謙治、牧野 敬子、中島 和

10月17日 出席者

伊藤 公雄、遠藤 薫、岡田 真美子、小佐野 重利、大山 耕輔、亀本 洋、荻部 直、木部 暢子、北村 行伸、行場 次朗、久留島 典子、栗田 禎子、小玉 重夫、西條 辰義、佐野 正博、白藤 博行、高山 佳奈子、戸田山 和久、土井 政和、中谷 和弘、永瀬 伸子、西川 伸一、西田 眞也、西尾 チヅル、橋本 伸也、廣瀬 真理子、藤原 聖子、福永 伸哉、本田 由紀、松本 恒雄、町村 敬志、松井 三枝、松下 佳代、三成 美保、三木 浩一、宮崎 恒二、水野 紀子、吉田 和彦、和田 肇、若尾 政希、渡部 泰明
（第一部会員41名）

欠席者：

石川 義孝、池尾 和人、岩崎 晋也、井伊 雅子、遠藤 利彦、大竹 文雄、岡崎 哲二、大野 由夏、亀田 達也、上林 憲雄、窪田 幸子、黒崎 卓、古城 佳子、小林 傳司、佐藤 岩夫、佐藤 嘉倫、志水 宏吉、高村 ゆかり、高倉 浩樹、恒吉 僚子、徳賀 芳弘、西崎 文子、糠塚 康江、野澤 正充、眞柄 秀子、松原 宏、溝端 佐登史、

(第一部会員 27名)

事務局：

高橋 雅之、酒井 謙治、牧野 敬子、中島 和

IV 議事

議事に先立って、新事務局の紹介があった。

(1) 前回議事要旨(案)の確認

第一部部会(第24期・第5回)議事要旨について、資料1に基づき了承された。

(2) 報告事項

① 幹事会等からの報告

資料に基づき、佐藤部長が報告をおこなった。特記事項として、1)第一部人文・社会科学基礎データ分科会の設置承認について、2)「第24期における提言等の案の提出の最終期限について」、2)日本の展望2020委員会ほかの各種委員会・分科会の審議状況について補足の説明があった。

総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の審議への参加について、とくに科学技術基本法改正に関する議論が開始されたことについて紹介があった。担当の「制度課題ワーキンググループ」は今後、第4回(11月8日)、第5回(11月20日)が開催予定となっている。

② 第一部役員会からの報告

佐藤部長から拡大役員会が、前回部会以降、2回開催されたことが報告された。

藤原副部長から、第24期における提言等の案の提出の最終期限について、別紙4(2019年7月8日付け)と変更がないことについて、説明があった。第一部の査読に提出する期限は1月31日、部の査読済みの提言等案の最終提出期限は4月30日であることについて確認された。

(質問) 2つの締め切りの違いは何か。

(藤原副部長) 分科会にとって重要なのは、実際の提出期限である1月31日の締め切りである。

(質問) 複数の部にまたがる提言等は、複数で査読を受けるのか。

(佐藤部長) 基本的に複数の部で査読を受けることになる。主たる分科会が属している部の締め切りにあわせて提出をいただきたい。

③ 分野別委員会からの報告

分野別委員会の活動状況について、資料4に基づき各委員長から追加の報告があるかどうか確認あった。

【言語・文学委員会】木部委員長：とくになし

【哲学委員会】戸田山委員長：とくになし

- 【心理学・教育学委員会】 亀田委員長：とくになし
- 【社会学委員会】 遠藤委員長：とくになし
- 【史学委員会】 久留島委員長：とくになし。
- 【地域研究委員会】 松原委員長：とくになし
- 【法学委員会】 廣瀬幹事：とくになし。
- 【政治学委員会】 眞柄幹事：とくになし
- 【経済学委員会】 北村委員長：とくになし
- 【経営学委員会】 西尾副委員長：とくになし。

④ 第一部附置国際協力分科会からの報告

町村委員長から、AASSREC、IFSSEO の準備状況などについて報告があった。

⑤ 第一部附置科学と社会のあり方を再構築する分科会からの報告

佐藤部長から、分科会開催について、資料に基づき説明があった。

⑥ 第一部附置人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会からの報告

橋本委員長から、人文・社会科学のあり方をめぐる内外の検討状況をめぐり、委員会が開催されたことについて紹介があった。4月26日には、大学再編の動きに関連して文科省の担当者を招いたヒアリングを含む委員会を開催した。7月30日には、研究評価および科学技術基本法をテーマに報告と意見交換をおこなったことが紹介された。

⑦ 今年度予算の執行について

佐藤部長から、別紙「2019年度予算執行済み額表」について説明があった。あわせて委員会ごとの予算執行状況について事務局への問い合わせ可能であることが追加説明された。また、予算について執行残がかなりあるので、それを念頭において執行していただきたいこと、またとくに分野別委員会のなかでは分科会をこえての調整が可能なので、適切な執行をお願いしたいことが、説明された。

(質問) 使用について当初の方針ルールにもとづくのか

佐藤部長： 分野別委員会のなかで、融通し合うことは可能である。そのうえで、不足する場合、予備費の使用については今後、審議事項として拡大役員会などで議論したい。

(質問) 手当と旅費など費目間の融通はできないということでしょうか

(佐藤部長) できないということになる

⑧ 補欠会員選考について

佐藤部長から、政治学分野の補欠会員選考について、推薦はいったん白紙にもどすことになったことが紹介された。次期の改選に向けて補充していくことになる。会員選考の進め方について選考委員会でも審議していくことについて、山極会長も承認されたことが佐藤部長より紹介された。なお、言語・文学委員会の補欠会員選考については、手続きが進み、10月17日の総会で承認の運びとなる予定である。

⑨ 科学技術基本法改正の動きについて

佐藤部長から、科学技術イノベーション会議の「制度課題ワーキンググループ」での報告内容（資料6-1）について、要点の説明があった。あわせて、当日の佐藤部長の発言要旨が「参考」として配布され、イノベーションを科学技術基本法の中に取り入れることにともなう、法の性格変化について説明があった。

続いて、「科学技術基本法改正問題関連資料〔再改訂版〕」（資料6-2）について、橋本幹事から追加説明があった。1995年に議員立法による法制化時の資料とその後の説明には、「科学」と「技術」の関係について揺れがあることなどが説明された。

（意見） ワーキンググループに出席した立場から付言すると、「科学技術基本計画」と「科学技術基本法」が相互に関係をしている。当初の「科学技術基本計画」は学術重視であったが、第3期からしだいに技術の活用の方に力点が置かれてきている。現在の法改正の動きは、計画の内容変化にあわせてきている面がある。「人文科学」に関する除外規定を除いた場合、解釈として大学で行われる研究すべてにCSTIが関与することに道を開く可能性もある。また、理学部系の研究者は、科学技術に間に中黒を入れることを求めているが、文科省は入れない方向である。いずれにしても、人文社会科学とイノベーションの関係についてどう考えるかがポイントである。

（2）部長選挙の実施

部長の互選が行われ、町村敬志会員が第24期第一部長に選任された。互選は会長選挙の方法に準じて行うこととし、第2回投票で決した。

（10月17日10時再開）

（2）報告事項

⑩ 第一部附置総合ジェンダー分科会からの報告
資料5により、永瀬委員長から報告があった。

（3）協議事項

① 2019年度補正予算について

町村部長より予備費の執行方法について、下記3案が提示され、基本的な方向性を確認したい旨説明があった。

（案1）各委員会・分科会に機械的に追加配分。

（案2）提言等のために追加希望を募り、必要度に応じて配分。

（案3）「冬季部会」の可能性を追求。この場合、予備費だけでは不足するため、委員会・分科会からの剰余予算返却の可能性もある。

説明に対して、以下の意見が出された。

（意見）2回目の分科会が開催できないと提言表出が難しくなるので、案2が望ましい。

（意見）参考人等の旅費支出ができなかったのは問題であり、その点を考慮すると案2か。以上を踏まえ、予備費執行方法の基本的方向性については、役員、拡大役員会で決定するこ

とが承認された。

② 2020 年度予算執行方針について

町村部長より、今後の検討の参考に、基本的方向性や意見分布等の確認をすることが有益であると、予算配分方法については下記 3 案、および、これ以外の提案も求める旨、説明があり、夏季部会については、委員会・分科会の審議活動を優先する必要のあった今年度と異なり、2020 年度は提言等の審議は基本的に済んでいるはずなので、夏季部会開催を優先し、是非開催すべきとの提案があった。なお、2020 年度は、改選期のため、2019 年度よりは予算的余裕があるとの追加説明があった。

配分方法の案

(案 1) 2019 年度と同じ考え方で、分科会ベースで平等に配分。

(案 2) 会員数に応じて配分

(案 3) 各分科会・委員会に 1 回の開催は保障した上で、適宜追加の希望を調整。

説明に対して、以下の意見が出された。

(意見) 2020 年度 10 月から始まる次期の構成メンバーが、その活動に応じた予算を新たに組めるよう、今期は 1 回会議を開催できる程度の予算配分でよいのではないかと。

(意見) 夏季部会は分野・領域を越えた議論の場として重要であり、さらに今期のまとめや、次期への引継ぎの場としても、開催する必要がある。

(意見) 来年度、各分科会等が前期・後期各 1 回は会議を開催できる予算を、最低限配分する必要がある。また夏季部会の開催も必要である。

町村部長より、これらの意見を踏まえ、今後拡大役員会等で検討していく旨が説明された。

③ 公的統計シンポジウム（11 月 28 日実施）を開催することについて

資料 7 および机上配付資料（シンポジウム広報用ポスター・チラシ案）に基づき、シンポジウム組織者を代表して北村会員より説明がなされ、町村部長より、第一部主催とすることについて承認を求める提案があった。

その結果、特段の意見はなく承認された。なお、開会挨拶者や、意見のあった机上配付資料のプログラム記載方法については、シンポジウム組織者の間で検討し、必要があれば修正することとなった。

④ 「第 25 期会員選考の方針」について

資料 8 に基づき、町村部長より説明があった。なお、第一部の選出数は、改選 4 1、非改選 29 であること、前回改選時に導入された、各部選出ではない全体枠を設けることも、現在選考委員会で検討中であることが報告された。

説明に対して以下の意見が出された。

(意見) 前回導入された選考委員会枠の趣旨は明確でなく、各分野別委員会から、十分な理解を得られたとはいえない。分野別委員会は、かなり議論をしたうえで推薦を行っているので、選考方法の一部改編については、そうした分野別委員会の理解が得られるよう、明確な説明がほしい。

町村部長より、今後、選考方針がさらに具体化したところで拡大役員会等で報告し、検討を行っていく旨が述べられた。

⑤については、16日に説明済なので、これに基づく討議は、最後に行うこととした。

⑥ その他

別紙5に基づき、DFG シンポジウムの statement について、藤原会員より説明がなされ、町村部長より、部としての承認を求める旨、提案がなされた。

(意見) 今後、第一部として、statement の内容を、組織的に進めていくための方策は？

(部長) 現時点では、国際協力分科会での個別対応が考えられる。それを越えたことについては、アイデアを募りたい。

以上、特段の反対意見はなく、この件は承認された。

⑤ 科学技術基本法改正問題について

16日の報告事項における説明(資料6、別紙2、別紙3)に加え、机上配付の追加資料に基づき、橋本副部長より、資料の説明、および下記二点の論点整理がなされた。

(論点1) 現行法にある「人文科学のみに係るものを除く」という文言の削除

(論点2) 「イノベーション」という語を新たに法に加えることの影響

続いて以下の討議が行われた。

(意見) 論点2の「イノベーション」は、経済的価値に重点が置かれており、イノベーションの語を加えることで、大学もそうした責務を負うことになり、大学自体の性格を変えることになるという懸念がある。

(意見) 論点1は学術会議が長年主張し続けてきたことで、学術は全体的に振興をはかる必要があるから、これは当然実現すべき。一方、大学の責務や評価にも関わる基本法の性格を問い直す作業は、別途本格的な議論が必要であろう。

(意見) 「イノベーション」概念自体を拡張し、変えていく必要がある。イノベーションによって生み出される新たな価値は、経済的価値のみに還元されるものではなく、人間社会全体に関わり、知的文化的価値なども含まれる。人間に関するイノベーションという概念があってよい。

(意見) 女性研究者に対する施策が理系に偏っているのは、論点1の問題があるため、「人文」を入れることは是非とも必要。

(意見) 「イノベーション」が入ることの危機感は強い。特定のものが経済的利益を得る事態が増大するのではないか。「イノベーション」については特別規定のような形態にできないか。

(意見) 「人文」の文言がはいれば、人社系をイノベーションに結びつけていくことができると期待している人々は多く、現在、人社系と科学技術の関係はどんどん変化している。

(意見) 日本の科学政策を概観すると、科学技術庁の設置と、その科技庁と文科省の統合という二つの画期があり、その結果、現在、科学技術政策と高等教育政策が合体していく段階にあると捉えうる。なお、イノベーション概念そのものは、社会変革を志向する概念であることを重要視するべきで、OECD の教育分野の活動で使われるイノベーションも、「適応」

ではなく「変革」をめざす教育を意味している。

(橋本副部長) [参考] 資料として、佐藤前部長が、科学技術基本法改正問題について、CSTI に出席して発言された要旨が配布されている。引き続き佐藤会員に第一部代表として出席を依頼するには、この発言要旨にほぼ同意できるのか、確認する必要があるのではないか。

(意見) 現行の基本法には、社会がほとんどはっていない。学術会議はその点も考慮すべき。

(意見) 論点1の実現のためには、発言要旨の、イノベーションに対する否定的見解に危惧を覚える。イノベーションについては両方の意見が出ていて、法の運用によって、悪い事態を招く危険性は確かにある。しかし法すべてがそうした危険性を持つのであって、イノベーションの悪用を考えて反対するよりは、イノベーション概念の拡張等で対応していくべきではないか。

(意見) 人社系だけではなく、自然科学系の基礎研究の充実も含めて目指すべきであり、その方向で第一部から提言ができないか。

(意見) 確かにイノベーションは人社系のみの問題ではなく、自然科学も関係する。全体的な議論が必要である。

(意見) 基礎研究概念には、実際的目的を持つ基礎研究と、持たない基礎研究と二つある。このことを踏まえた対応と主張を行ってほしい。

(橋本副部長) 今後の第一部の議論の進め方だが、拡大役員会と専門知識を持っている方々、それに第一部付置の人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会で議論していくことが考えられるが、できればそれらの合同会議を開催して協議していきたい。

(以上)